

各 都 道 府 県 知 事 殿

林 野 庁 長 官

### 林業事業体に関する情報の登録・公表について

「森林・林業再生プラン」（平成21年12月25日農林水産省公表）を推進していくための具体的な施策の方向性を示す「森林・林業の再生に向けた改革の姿」が、森林・林業基本政策検討委員会により、平成22年11月30日に取りまとめられ、その中において、「発注者等が事業体の事業実行能力を客観的に評価できる仕組みを導入」、「総合評価落札方式を参考に、価格以外の技術力など事業実行能力を加味して事業実行者を選択できるよう、ガイドラインを示すとともに事業体情報を登録・評価する仕組みを導入」と記述されたところである。

これを踏まえ、「森林・林業基本計画」（平成23年7月26日閣議決定）において、「林業事業体を登録・評価する仕組みの導入を推進する。」とされたところである。

こうしたことから、林業事業体に関する情報の登録・公表の推進を図るため、地方自治法(平成22年法律第67号)第245条の4の規定により、下記のとおり、技術的助言を定めたので、御了知の上、事業発注者が林業事業体の登録情報を活用して、森林施業の事業実行者を選択できるようにするとともに、林業事業体が自ら進んで事業実行能力等を森林所有者等に広く公表することにより、受注機会の増加等に取り組めるよう、円滑かつ的確な実施について特段の御配慮をお願いする。

なお、上記のとおり、本通知は技術的助言であり、林業事業体に関する情報の登録項目等については、全国的に共通すると考えられるものを例示したものであるので、各都道府県におかれては、その実情に応じ、適宜修正して用いられたく、念のため申し添える。

### 記

#### 1 登録・公表の目的

林業事業体の登録情報の公表・情報共有により事業実行者の選択結果・理由の透明性、森林所有者等への信頼性を確保し、森林整備の担い手である林業事業体間で、より良い作業を実行しようという競争が働く環境整備を行い、森林整備の品質確保、

効率的な事業実施を図り、補助事業の適正な執行管理を促すとともに、雇用管理能力が高い林業事業体を育成することを目的とする。

## 2 林業事業体の登録

- (1) 林業事業体は、造林、保育、伐採その他の森林における施業を行う森林の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けることができるものとする。
- (2) 前項の登録は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うものとする。

## 3 登録の申請

- (1) 2(1)の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した別紙様式1による申請書を都道府県知事に提出するものとする。

ただし、登録申請者が、林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項の認定を受けた事業主（以下「認定事業主」という。）であって、別紙様式1の②から⑦に掲げる事項が、既に提出されている認定事業主の改善計画認定申請書又は改善措置実施状況報告に記載されている情報と同一である場合は、その記載を省略できるものとする。

なお、都道府県知事は、認定事業主については、林業事業体名簿に登録し公表するよう努めるものとする。

- ① 基本情報（主たる事務所の所在地、商号又は名称、代表者氏名等）
  - ② 組織に関する情報（職員数等）
  - ③ 雇用管理体制に関する情報（雇用管理者の選任、雇用に関する文書の交付、社会・労働保険等への加入状況等）
  - ④ 事業実績に関する情報（事業量等）
  - ⑤ 事業区域に関する情報
  - ⑥ 資本装備に関する情報（林業機械保有台数）
  - ⑦ 技術者・技能者数に関する情報
  - ⑧ 実施事業の成績評定結果に関する情報
  - ⑨ その他都道府県知事が定める情報
- (2) 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、登録申請者が認定事業主である場合は①から⑥に掲げる書類の提出を省略することができるものとする。
    - ① 登記事項証明書又は住民票
    - ② 納税証明書
    - ③ 労働者を雇用している場合にあつては、雇用に関して交付している文書の様式
    - ④ 労働者を雇用している場合にあつては、社会・労働保険等への加入状況が確認できる書類
    - ⑤ 就業規則を制定している場合にあつては、就業規則の写し
    - ⑥ 直近3カ年の貸借対照表及び損益計算書

⑦ その他都道府県知事が定める書類

#### 4 登録の実施

(1) 都道府県知事は、3による申請があった場合において、当該申請の内容が都道府県が定める登録基準に適合すると認めるときは、次に掲げる事項を別紙様式2の林業事業体名簿に登録するものとする。

- ① 3(1)の①から⑨までに掲げる事項
- ② 登録番号及び登録年月日
- ③ 登録情報の変更年月日

(2) 都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を別紙様式3により登録申請者に通知するものとする。

(3) 都道府県知事は、前項の規定にかかわらず、林業事業体名簿を公表することをもって同項の通知に代えることができるものとする。

#### 5 変更の届出

(1) 林業事業体名簿に登録された林業事業体（以下「登録事業体」という。）は、3(1)の①に掲げる事項に変更があったときは、別紙様式4により都道府県知事に届け出るものとする。

(2) 登録事業体は、3(1)の②から⑨に掲げる事項に変更があり、林業事業体名簿に登録されている情報を直近の内容に変更したい場合は、別紙様式4により都道府県知事に届け出ることができるものとする。

(3) 都道府県知事は、(1)及び(2)の規定による届出があった場合において、その内容が都道府県知事が定める登録基準に適合すると認めるときは、その届出があった事項を林業事業体名簿に登録するものとする。

(4) 3(2)の規定は(1)及び(2)の規定による届出について、4(2)及び4(3)の規定は(3)の規定による登録について、それぞれ準用する。

#### 6 林業事業体名簿の公表

都道府県知事は、林業事業体名簿を公表するものとする。

#### 7 登録の取消

(1) 都道府県知事は、登録事業体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。

- ① 登録事業体が個人の場合にあってはその死亡、法人の場合にあってはその消滅、解散等が確認された場合
- ② 登録事業体からの申出があった場合
- ③ 登録の申請又は変更の届出の内容に錯誤等が確認された場合
- ④ その他都道府県知事が定める場合

(2) 都道府県知事は、前項の規定による登録の取消をしたときは、遅滞なく、その旨を別紙様式5により登録事業体に通知するものとする。ただし、①の個人の場合にあってはその死亡が確認された場合は除く。



技術者・技能者数								
フォレスト リーダー	フォレスト リーダー	フォレスト マネージャ ー	森林施 業プラ ンナー	森林作業 道作設 オペレータ ー	技術士	技能士	林業技 士	その他
人	人	人	人	人	人	人	人	人

実施事業の成績評定結果			
区分	民有林事業		国有林野 事業
	県営	補助	
評定件数	件	件	件
最高点	点	点	点
最低点	点	点	点
平均	点	点	点

都道府県知事が定める情報
例：地域への貢献(国土緑化への貢献、防災活動、ボランティア活動等)、表彰実績、安全対策の取組状況、経営の健全性(FSC 森林認証、SGEC「緑の循環」認証、ISO 取得状況、実践体制基礎評価)、指名停止処分等の状況等

(記載要領)

- 1 職員数のうち常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く。)をいう。
- 2 事業実績の事業期間は、登録申請をしようとする年の前年とすること。
- 3 事業実績の事業量には、自社山林に係るもののほか、請負、立木購入を含めて記載することとし、うち国有林野事業に係るものについては、( ) 書内数として明記すること。
- 4 事業実績で素材生産量は素材材積換算とすること。
- 5 事業実績で造林事業量のうちその他には、除伐、枝打ち等の保育作業について記載すること。
- 6 事業実績で左記以外の事業量には、森林作業道の開設・改良、山林種苗の生産等について記載すること。
- 7 事業区域は、流域又は県域を越えて事業を実施する場合にあっては、その旨を備考欄に明記すること。
- 8 林業機械保有台数には1年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械については( 台) に外数とすること。
- 9 国有林野事業における実施事業の成績評定結果とは、国有林野事業で実施されている「事業成績評定」の結果を記入すること。
- 10 実施事業の成績評定結果の対象期間は事業実績の事業期間に準じる。



技術者・技能者数								
フォレスト ワーカー	フォレスト リーダー	フォレスト マネージャ ー	森林施 業プラ ンナー	森林作業 道作設 オペレー ター	技術士	技能士	林業技 士	その他
人	人	人	人	人	人	人	人	人

注1 フォレストワーカー（林業作業士）、フォレストリーダー（現場管理責任者）、フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）とは、「研修修了者に係る登録制度の運用について(平成10年4月1日付け10林野組第36号林野庁長官通知)」に基づき、林業労働力確保支援センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者のこと。

注2 森林作業道作設オペレーターとは、森林作業道作設オペレーター養成のための研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者のこと。

注3 森林施業プランナーとは、森林施業プランナー育成のための研修を受講するなどして、森林施業の方針や間伐等の施業に係る事業収支を示した施業プランを森林所有者に説明・提案し、合意形成を図る者のこと。

注4 技術士とは、技術士法に基づく技術士（技術士補を含む。）のこと。

注5 技能士とは、職業能力開発促進法に基づく技能士（技能士補を含む。）のこと。

注6 林業技士とは、(社)日本森林技術協会の認定する林業技術士のこと。

実施事業の成績評価結果			
区分	民有林事業		国有林野 事業
	県営	補助	
評価件数	件	件	件
最高点	点	点	点
最低点	点	点	点
平均	点	点	点

都道府県知事が定める情報

例：地域への貢献(国土緑化への貢献、防災活動、ボランティア活動等)、表彰実績、安全対策の取組状況、経営の健全性(FSC森林認証、SGEC「緑の循環」認証、ISO取得状況、実践体制基礎評価)、指名停止処分等の状況等

注：実践体制基礎評価とは、林野庁補助事業「森林施業プランナー育成対策事業」実施要領に基づいて、提案型集約化施業(以下「提案型施業」という。)に取り組む林業事業体について、提案型施業を実施する体制が構築されているかを公正・中立な外部機関が評価する仕組みをいう。

注：成績評価の対象事業や評価方法は民有林事業の県営及び補助、国有林野事業でそれぞれ異なる。

(記載要領)

- 1 様式1の記載要領に準じて記載すること。
- 2 認定事業主の場合、認定事業主の欄に○を記載すること。

様式 3

林業事業体名簿への登録通知書

平成 年 月 日

殿

知事

平成 年 月 日付けで申請のあった林業事業体名簿への登録申請について、林業事業体名簿に登録したので通知します。

様式4

林業事業体名簿の変更届出書

平成 年 月 日

知事殿

所在地

名称

代表者氏名

印

平成 年 月 日付けで登録された林業事業体名簿について、下記のとおり変更したいので届け出ます。

記

1 変更事項の内容（別添のとおり）

2 変更の理由

様式5

林業事業体名簿の登録取消通知書

平成 年 月 日

殿

知事

平成 年 月 日付で登録した貴殿の林業事業体名簿は、下記の理由により、その登録を取り消したので通知します。

記

取消の理由

以上